

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20260302	株式会社丸運ロジスティクス東海(法人番号9180301023319) 代表者岩崎正武	愛知県西尾市米津町北浦65番地1	名古屋営業所	愛知県弥富市楠3-7-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年4月22日及び令和7年9月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	6	6
2	20260302	株式会社エクス・サポート(法人番号8190002006052) 代表者中川知花良	三重県鈴鹿市下大久保町2224番地	本社営業所	三重県鈴鹿市下大久保町字赤畑2224-72,2224-71□	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号	令和7年10月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(2)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20260304	三重水産運輸有限会社(法人番号7190002022190) 代表者橋本和昌	三重県四日市市富双2丁目1-24	本社営業所	三重県四日市市富双2丁目1-24	事業停止(本社営業所14日間、津営業所3日間、南知多営業所3日間)及び輸送施設の使用停止(本社営業所440日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年9月12日及び令和7年10月21日、酒気帯び運転をしたことを端緒として、監査を実施。22件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)酒酔い・酒気帯び運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(8)飲酒運転防止に係る点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(9)アルコール検知器常時有効保持義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(10)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(11)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(12)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(13)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(14)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(15)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(16)事故の記録記録事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(17)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(18)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(19)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(20)運転者に対する飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(21)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(22)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第23条の3)	54	54

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20260309	株式会社フリード（法人番号3180001153727） 代表者清水正和	愛知県岩倉市八剣町郷東19番地1	本社営業所	愛知県岩倉市八剣町郷東19番地1	輸送施設の使用停止（266日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和7年3月17日及び令和7年3月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)事故の記録記録事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	27	27

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20260316	遠州協同運輸倉庫有限公司(法人番号3080402019421) 代表者青山智博	静岡県磐田市岩井2382-3	本社営業所	静岡県磐田市岩井字海道原2382-3	輸送施設の使用停止(230日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年4月15日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	23	23

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20260316	東海ロジテック株式会社 (法人番号 1080001013430) 代表 者酒井通雄	静岡県島田市牛尾970-30	本社営業所	静岡県島田市牛尾970-30	事業停止(7日間)及び 輸送施設の使用停止 (329日車)並びに文書 警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和7年5月27日、監査方針に基づいて、監査 を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計 画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施 行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画の変 更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則 第2条第1項第5号)、(3)定期点検整備等の未 実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 の3)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)定期 点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7 条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)業務 の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第8条)、(8)業務の記録記載事項等不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、 (9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者 等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者 等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)特定 の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13) 特定の運転者に対する運転適性診断未受診 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第2項)、(14)整備管理者の研修受講義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 の5)、(15)事業報告書及び事業実績報告書 未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1 項)	51	46

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7	20260317	福岡急送株式会社(法人番号2210001009397) 代表者福岡時彦	福岡県吉田郡永平寺町法寺岡8号3-1	本社営業所	福岡県吉田郡永平寺町東古市第2号23番地1	輸送施設の使用停止(240日車)、文章警告及び輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年9月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(5)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(7)点検整備記録簿等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)特別講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(14)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	24	24
8	20260318	株式会社LEAD(法人番号3200001035591) 代表者武宏昌	岐阜県羽島市竹鼻町駒塚字一番地214番地1	本社営業所	岐阜県岐阜市柳津町梅松4丁目116ハイツ杉山ⅢA棟202	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和7年12月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9	20260323	齋藤商事株式会社(法人番号4180001132060) 代表者齋藤宗人	愛知県知多郡美浜町大字浦戸字森下2番地1	本店営業所	愛知県知多郡美浜町大字浦戸字森下2番地1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年11月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)ホイールホルト折損等による車輪脱落事故(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
10	20260323	株式会社朝島運輸(法人番号9220001000720) 代表者朝島晃	石川県白山市湊町井1番地131	福井営業所	福井県福井市下毘沙門町3字1番地1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年10月20日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
11	20260324	株式会社愛煌（法人番号8180001128765）代表者今泉雅詞	愛知県小牧市小牧三丁目168番地	名古屋営業所	愛知県名古屋市港区藤前一丁目840	事業停止(7日間)及び輸送施設の使用停止(398日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和6年7月9日及び令和6年7月23日並びに令和6年8月23日、無車検運行を端緒として、監査を実施。18件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(7)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(8)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(9)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(10)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(11)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(12)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(13)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(14)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(15)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(16)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(17)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(18)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	44	44
12	20260325	南條運送株式会社（法人番号5210001002424）代表者関篤男	福井県福井市海老助町6-39-1	本社営業所	福井県福井市海老助町6字39-1	輸送施設の使用停止(34日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年10月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点検整備記録簿等の未記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数	
13	20260325	株式会社中日KUBARU(法人番号1180001151583) 代表者古賀智宏	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番5号松下中日ビル5階	豊田営業所	愛知県岡崎市岩津町字申堂53番地	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年10月28日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2
14	20260325	長岡運輸株式会社(法人番号1080101004866) 代表者木下清一	静岡県伊豆の国市長岡399-2	本社営業所	静岡県伊豆の国市長岡字節米田399-2	輸送施設の使用停止(24日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年10月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
15	20260326	名阪エクスプレス株式会社(法人番号2190001008897) 代表者中川知花良	三重県伊賀市中柘植字宮谷1191	本社営業所	三重県伊賀市中柘植字宮谷1191,1195	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年11月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
16	20260327	株式会社山田事業所 (法人番号 3180001027534) 代表 者安藤英樹	愛知県名古屋市西区宝地 町144番地	本社営業所	愛知県名古屋市西区宝地 町144番地3	輸送施設の使用停止 (35日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和7年10月9日、監査方針に基づいて、監査 を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画 の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行 規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告 示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第3条第4項)、(3)定期点検整備等の未実 施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 の3)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1 項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1 項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1 項)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事 項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
17	20260330	東海インテック有限会社（法人番号 6180002080884）代表者阿部智	愛知県名古屋港区西福田五丁目901番地	本社営業所	愛知県名古屋港区西福田五丁目901番地	輸送施設の使用停止（141日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和7年8月8日及び令和7年8月28日並びに令和7年9月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年3月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
18	20260330	ミナト運輸株式会社(法人番号4080401017417) 代表者高橋忠伸	静岡県袋井市松原1580-1	本社営業所	静岡県袋井市松原字神前1602番1	輸送施設の使用停止(77日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和7年9月10日及び令和7年9月30日並びに令和7年10月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	10	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。